

デジタル社会形成基本法案（仮称）について

1. 概要

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、以下について定めるもの。

(1) 基本理念

デジタル社会の形成に関し、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定。

(2) 国、地方公共団体及び事業者の責務等

デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定。

(3) 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用等のために必要な措置が講じられなければならないことを規定。

(4) デジタル庁の設置

デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること等を目的として、別に法律で定めるところにより、内閣にデジタル庁を置く。

(5) デジタル社会の形成に関する重点計画

政府は、デジタル社会の形成に向けて、迅速かつ重点的に実施すべき施策について、重点計画を作成しなければならないことを規定。

2. 当委員会に関する事項

内閣総理大臣は、重点計画の案を作成するに当たり、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされている。

(以 上)